



ヨーロッパ人権裁判所の判決を理由とする再審査手続 : フランス刑事訴訟法典626-1条～626-7条

濱本, 正太郎

(Citation)

神戸法学年報, 21:1-19

(Issue Date)

2005

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/E0032292>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0032292>



[研究ノート]

ヨーロッパ人権裁判所の判決を 理由とする再審査手続

—— フランス刑事訴訟法典626-1条～626-7条 ——

濱 本 正太郎

はじめに

フランス刑事訴訟法典626-1条¹は、次のように定める。

確定有罪判決を受けたいかなる者も、当該有罪判決が人権および基本的自由の保護に関する条約²あるいはその追加議定書の規定に反して下されたことがヨーロッパ人権裁判所の判決により明らかにされる場合において、当該条約違反から受ける損害結果が、当該条約違反の性質および重大性のゆえに、同条約第41条に基づいて与えられる「正当な満足」によって回復されることのないときは、自己の利益のために確定刑事判決の再審査を請求することができる。

Le réexamen d'une décision pénale définitive peut être demandé au bénéfice de toute personne reconnue coupable d'une infraction lorsqu'il résulte d'un arrêt rendu par la Cour européenne des droits de l'homme que la condamnation a été prononcée en violation des dispositions de la convention de sauvegarde des droits de l'homme et des libertés fondamentales ou de ses protocoles additionnels, dès lors que, par sa nature et sa gravité, la violation constatée entraîne pour le condamné

1 Inséré par l'art. 89 de la loi n° 2000-516 du 15 juin 2000, *Journal Officiel* du 16 juin 2000. フランスの国内立法は、<http://www.legifrance.gouv.fr/> にて参照することができる。

2 Convention de sauvegarde des Droits de l'Homme et des Libertés fondamentales, signée à Rome le 4 novembre 1950, STCE n° 005. いわゆる「ヨーロッパ人権条約」。

des conséquences dommageables auxquelles la «satisfaction équitable» allouée sur le fondement de l'article 41 de la convention ne pourrait mettre un terme.

本ノートは、2000年に立法されたこの条文から626-7条までの制定過程と制定後の運用とを整理することを目的とする。国際裁判所の判決を根拠に国内確定判決の再審査を定めるこの規定は、ヨーロッパ統合のあり方、「民主主義」の単位と国家主権の現状、国際法と国内法との関係など、さまざまな観点から理論的に興味深い問題を提起すると共に、市民的及び政治的権利に関する国際規約の(第一)選択議定書への加入の是非をめぐる日本における実践的議論³にも大いなる示唆を与えるものと考えられる。

もっとも、このような国内法規定を持つヨーロッパ人権条約当事国はフランスのみではなく⁴、題に掲げた「ヨーロッパ人権裁判所の判決を理由とする再審査手続」について本格的に考察するためには、類似規定を有する諸国の制度を総合的に分析検討しなければならない。しかしながら、日本ではほとんど知られていないこの種の立法をとりあえずフランスについて紹介するだけでも一定

3 よく知られているように、日本政府が示すところによれば、選択議定書に日本が加入しない理由は、個人通報制度と「司法権の独立」との両立可能性への疑義である(参照、野沢三三法務大臣・第157回国会衆議院法務委員会会議録第2号15頁(平成15年10月3日))。これを批判する学説は、選択議定書の当事国と対比して、「日本の司法府は、ドイツの司法府とは違うのでしょうか。フランスやオーストラリアの司法府とも違うのでしょうか。韓国の司法府との違いはどこにあるのでしょうか」(阿部浩己『人権の国際化』(現代人文社、1998年)306頁)などと述べることが多い(例、西立野園子「女子差別撤廃条約選択議定書」ジュリ1176号(2000年)79頁、有澤知子「個人通報制度への日本政府への姿勢」山下泰子・植野妙実子編『フェミニズム国際法学の構築』(中央大学出版部、2004年)317頁、江島晶子「『司法権の独立』と個人通報」法時77巻12号(2005年)27頁)。しかし、これら学説は、例えばドイツやフランスにおいて何故に「司法権の独立」との関係で問題が生じないのかについて、それら諸国の憲法理論や国内法制度を検討しているわけではない。

4 Voir LAMBERT-ABDELGAWAD (Elisabeth), «Le réexamen de certaines affaires suite à des arrêts de la Cour européenne des droits de l'homme», *Rev. trim. dr. h.*, 2001, pp. 728-729.

の意義があると考え、「研究ノート」として発表する次第である。

I. 制定まで

A. 端緒

刑事訴訟法典626-1条から626-7条を立法する直接のきっかけとなったのは、Hakkar 事件である⁵。

Hakkar は、故殺等の容疑によりフランスで起訴され、ヨヌヌ重罪院にて終身刑判決⁶を受けた。これに対し、Hakkar は、重罪院での手続にヨーロッパ人権条約6条3項(c)（弁護人の選任）⁷違反があるとして、破毀院に上訴した。Hakkar が選任した弁護士が出廷できない日に口頭手続が設定され、Hakkar

5 他の要因としては、ヨーロッパ審議会閣僚委員会の勧告R(2000)2も挙げられる。少なからぬ当事国がヨーロッパ人権裁判所の判決を履行するために国内確定判決について再審を認めるようになってきたことと、ヨーロッパ人権条約違反の場合の原状回復義務を明確に認めた1995年のPapamichalopoulos 判決（Papamichalopoulos c. Grèce, 31 octobre 1995, CEDH, sér. A, N° 330-B, par. 34.）を受けて、ヨーロッパ審議会閣僚委員会は、ヨーロッパ人権裁判所の判決を履行するために国内確定判決について再審を可能とするべく国内法制度を整備することを全当事国に求める決議を2000年1月19日に採択した。Recommandation N° R(2000)2. その理由説明はComité directeur pour les droits de l'homme, Rapport de la 47^e réunion, CM(99)173 corr., 18 janvier 2000. この勧告および報告書は、ヨーロッパ審議会ウェブサイト (<http://www.coe.int/>) にて入手できる。

また、Hakkar 事件のほか、Remli 事件も同様の影響を与えたといわれている。Remli 事件については、Affaire Remli c. France, 23 avril 1996, CEDH, sér. A, 1996-II N° 8.

6 C.assises Yonne, 8 déc. 1989, non encore publié. 事実関係・判旨については、ヨーロッパ人権委員会の報告書に依拠した。Commission européenne des droits de l'homme, N° 19033/91, Hakkar c. France, Rapport de la Commission adopté le 27 juin 1995, par. 16-23. ヨーロッパ人権委員会の報告書は、ヨーロッパ人権裁判所ウェブサイトにて入手できる (<http://www.echr.coe.int/>).

7 43. Tout accusé a droit notamment à...
c. se défendre lui-même ou avoir l'assistance d'un défenseur de son choix et, s'il n'a pas les moyens de rémunérer un défenseur, pouvoir être assisté gratuitement par un avocat d'office, lorsque les intérêts de la justice l'exigent.)

の日程変更要請にも拘わらずその日に口頭手続が行われたため、弁護士による弁護を受けることができなかったことが、その主張の根拠である。破毀院は、訴訟手続を継続的かつ合理的期間内に行う必要を考慮するならば、フランス刑事訴訟法典274条^{8,9}によってもヨーロッパ人権条約6条3項(c)によっても、選任弁護士が口頭手続期日に出廷することができない場合には必ず期日の変更されねばならないとまでは言えない、と述べて上告を棄却し¹⁰、これにより終身刑が確定した。

そこで、Hakkar は、ヨーロッパ人権条約6条1項・3項(b)(c)の違反を主張して、ヨーロッパ人権委員会に付託した¹¹。ヨーロッパ人権委員会は1995年6月27日の報告においてこれら諸規定の違反を認定し¹²、ヨーロッパ審議会関係委員会はこの報告を1997年9月17日に採択した¹³。

この場合、Hakkar が終身刑を受けていることを考えると、金銭の支払いによる「正当な満足」(ヨーロッパ人権条約41条)で条約違反の結果が治癒され

8 「被告人は、……弁護のために被告人を援助する弁護士を選任することを求められる。被告人が弁護士を選任しない場合は、裁判長もしくはその代理が職権で弁護士を1名選任する。この選任は、被告人がその後弁護士を選任した場合には失効する。」

(L'accusé est... invité à choisir un avocat pour l'assister dans sa défense. Si l'accusé ne choisit pas son avocat, le président ou son délégué lui en désigne un d'office. Cette désignation est non avenue si, par la suite,

l'accusé choisit un avocat.)

9 ヨーロッパ人権委員会報告書には「374条」と記されているが、直前に317条が引用されていることから考えても、274条の誤植と思われる。

10 C.cass, 5 déc. 1990, non encore publié. 判旨・事実関係は、ヨーロッパ人権委員会報告書に依拠した。Commission européenne des droits de l'homme, *supra* note 6, par. 24-25.

11 第11議定書発効前の付託であるため、旧手続による。旧手続の邦語による簡潔な説明としては、芹田健太郎『憲法と国際環境(補訂版)』(有信堂、1992年)206-208頁。

12 Commission européenne des droits de l'homme, *supra* note 6, par. 62.

13 Comité des Ministres, Résolution intérimaire DH(97)475, *Annuaire de la Convention européenne des droits de l'homme*, t. 40 [1997], pp.490-491. 旧手続においては、条約違反の有無についての閣僚委員会の決定は拘束的である(ヨー

るとは到底言えない¹⁴。そこで、このような場合に再審を可能とする手続の整備が必要と考えられたのである¹⁵。

B. 刑事訴訟法典の改正

刑事訴訟法典626-1条ないし626-7条は、1997年6月に成立したコアビタシオン下の社会党内閣（Lionel Jospin 首相）の Elisabeth Guigou 法務大臣（Garde des sceaux）が中心となって推進されていた一連の司法改革の一つをなす「無罪推定保障および被害者の権利の強化に関する法律」¹⁶の審議過程に

14 Hakkar につき再審を求める動きはヨーロッパ審議会議員総会内にもあった。L'affaire Hakkar contre la France, Doc. 8579, 25 octobre 1999, Question écrite n° 381 présentée par M. JURGENS et plusieurs de ses collègues [disponible sur <http://assembly.coe.int/>].

15 フランス刑事訴訟法典622条4項は、「新たな事実または訴訟手続時に裁判所に知られていなかった要素 un nouveau fait ou un élément inconnu de la juridiction au jour du procès」が発見された場合には再審の請求を認めている。ヨーロッパ人権裁判所による、ヨーロッパ人権条約違反認定の判決がこれに該当するかどうか、必ずしも明らかではない。否定的な見解として、RENAUT (Marie-Hélène), (Révision et réexamen), *Petites affiches*, 18 mars 2003, p. 13, n. 39. 明確ではないが肯定的に読める見解として、COHEN-JONATHAN (Gérard), (Quelques considérations sur la réparation accordée aux victimes d'une violation de la Convention européenne des droits de l'homme), in *Les droits de l'homme au seuil du troisième millénaire : Mélanges en hommage à Pierre LAMBERT*, Bruxelles, Bruylant, 2000, pp.136-137; ANGEVIN (Henri), (Demandes en révision), *JurisClasseur Procédure pénale*, Fasc.20, 2003, par. 68, 74. もちろん、本稿で紹介する626-1条以下の立法により、この議論には歴史的意味しかなくなっている。

16 Loi n° 2000-516 du 15 juin 2000 renforçant la protection de la présomption d'innocence et les droits des victimes, *J.O.* du 16 juin 2000. 本法に関する日本語での解説として、島岡真「フランスにおける無罪推定保護と被害者の権利強化に関する法律」捜査研究586号（2000年）72頁、白取祐司「フランスの刑事訴訟法の改正について（1）～（4・完）」現代刑事法23号（2001年）75頁、27号（2001年）90頁、37号（2002年）68頁、48号（2003年）77頁。ただし、いずれも、ヨーロッパ人権裁判所の判決に基づく再審に関する規定についてはほとんど触れていない。なお参照、水谷規男「未決拘禁法に対する国際人権法の影響——20世紀末フランスの立法改革を中心に——」愛知学院大学法学研究42巻3・4号（2001年）1頁。

において、途中から付け加えられたものである¹⁷。

ヨーロッパ人権裁判所判決を理由とする再審を認める規定の提案をしたのは、国民議会（下院）議員 Jack Lang（社会党）であった。国際法学者でもある Lang 議員¹⁸は、Hakkar 事件¹⁹や Remli 事件に言及しつつ、ヨーロッパ人権条約違反の結果が再審 *révision* によってのみ治癒される場合には再審請求を認める修正案を提出した²⁰。この修正案に対しては保守派からも反対はおろか懐疑的な意見さえ一切示されず、議論らしい議論もないまま²¹、技術的な修正を追加した上で²²採択された。事実の新たな発見など事実を理由とする見直し

17 法務大臣提案による当初の法律案は *Projet de loi renforçant la protection de la présomption d'innocence et les droits des victimes*, le 16 septembre 1998, Assemblée nationale, N° 1079.

18 主著は *Le plateau continental de la Mer du Nord: arrêt de la Cour internationale de justice*, 20 février 1969, Paris, LGDJ, 19 70, xiv+169p. [mise à jour 1988, xviii+172p.]

19 Hakkar は、この法案の議会での審理中に、ヨーロッパ審議会閣僚委員会の決定などを根拠として、身柄の解放などを求めるレフェレ命令をパリ大審裁判所に請求した。これに対し、国（イール・ドゥ・フランス県知事）は、確定判決を理由としてパリ大審裁判所の管轄権を否定する抗弁を提起した。パリ大審裁判所の Jean-Jacques Gomez 判事は、ヨーロッパ審議会閣僚委員会の決定により Hakkar の基本権が侵害されたことが確認されたことを指摘し、裁判所の管轄権を肯定した。TGI Paris (réf.), 21 avril 2000, *Gaz. Pal.*, 2000, *Jurisprudence*, 1419. この異例の判断が議会に対していっそうの圧力になったことは容易に想像できる。なお、Gomez 判事は、Yahoo! オークション事件でフランス裁判所の管轄権を認める積極的司法判断を行った裁判官でもある（同事件については、濱本正太郎「Yahoo! オークション事件」松井芳郎ほか編「判例国際法（第2版）」（東信堂、2006年刊行予定）。もっともこのパリ大審裁判所の判断は、刑事訴訟法典改正後に上級審によって否定されることになる。Voir C.cass., 25 octobre 2005, N° 03-14.290, *JurisData* 2005-030468

20 Assemblée nationale, 2^e séance du 10 février 2000, *J.O.A.N. (C.R.)*, p.1009.

21 Voir Sénat, séance du 4 avril 2000, *J.O.S. (C.R.)*, pp.1838-1839 ; Assemblée nationale, séance du 24 mai 2000, *J.O.A.N. (C.R.)*, pp.4664-4665 ; Sénat, séance du 30 mai 2000, *J.O.S. (C.R.)*, pp.3380-3382.

22 Sénat, Rapport de M. Charles JOLIBOIS, au nom de la commission des lois, N° 283, le 22 mars 2000, pp.114-116, 258 ; Assemblée nationale, Rapport de Mme Christine LAZERGES et de M. Charles JOLIBOI

ではなく法的理由に基づく見直しなので、「再審 *révision*」ではなく「再審査 *réexamen*」という名称を与えることになったこと²³、それに伴って既存の再審規定（刑事訴訟法典622条ないし626条）が定めるものとは多少異なる手続が定められたこと²⁴、などが主要な修正である。

以下、626-2条以下の関連条文を示す²⁵。

626-2条

再審査の請求は、次の者がこれを行うことができる。

- 法務大臣
- 破毀院検事長
- 確定判決を受けた者、またはその者が無能力者であるときはその法定代理人。
- 確定判決を受けた者が死亡しているときは、その権利承継人。

Le réexamen peut être demandé par :

- le ministre de la justice ;
- le procureur général près la Cour de cassation ;
- le condamné ou, en cas d'incapacité, son représentant légal ;
- les ayants droit du condamné, en cas de décès de ce dernier.

626-3条

再審査の請求は、破毀院の裁判官会議が選任する7名の破毀院司法官からなる委員会に対してなされる。破毀院の各部²⁶は、その構成員1名によって代表される。

au nom de la commission mixte paritaire, N° 2409 (Assemblée nationale), N° 349 (Sénat), le 18 mai 2000, pp.140-142.

23 Mme Elisabeth GUIGOU, garde des sceaux, Sénat, séance du 4 avril 2000, J.O.S.(C.R.), p. 1839.

24 626-2条ないし626-7条。

25 以下に示す条文中に引用されている他の条文については、Legifrance（前掲注1）の参照を乞う。なお、1997年5月改正までを含むフランス刑事訴訟法典の日本語訳としては、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス刑事訴訟法典』（法曹会、1999年）がある。

26 破毀院は、現在、民事1部・民事2部・民事3部・商事部・社会部・刑事部の計6部からなる。参照、<http://www.courdecassation.fr/>

ただし、刑事部は2名の司法官によって代表されるものとし、そのうちの1名が委員会の長を務める。同じ条件により、7名の補充司法官が選任される²⁷。検察官²⁸の職務は、破毀院検事局がこれを遂行する。

再審査の請求は、ヨーロッパ人権裁判所の決定から1年以内になされなければならない。

委員会の決定は、公開の法廷において請求者あるいはその弁護士および検察官の口頭もしくは書面による見解を聴取した後に、これを行う。委員会の決定に対して不服申立てをすることはできない。

La demande en réexamen est adressée à une commission composée de sept magistrats de la Cour de cassation, désignés par l'assemblée générale de cette juridiction ; chacune des chambres est représentée par un de ses membres, à l'exception de la chambre criminelle qui est représentée par deux magistrats, l'un d'entre eux assurant la présidence de la commission. Sept magistrats suppléants sont désignés dans les mêmes conditions²⁷. Les fonctions du ministère public sont exercées par le parquet général de la Cour de cassation.

La demande en réexamen doit être formée dans un délai d'un an à compter de la décision de la Cour européenne des droits de l'homme.

La décision de la commission est prononcée à l'issue d'une audience publique au cours de laquelle sont recueillies les observations orales ou écrites du requérant ou de son avocat, ainsi que celles du ministère public ; cette décision n'est pas susceptible de recours.

626-4条

委員会は、請求が正当であると考える場合には、以下の規定に従って手続を進め

27 この一文は、2002年3月4日の法律2002-307号の11条により追加された。Voir LE GUNEHEC (Francis), «Présentation de la loi du 4 mars 2002 complétant la loi du 15 juin 2000 sur la présomption d'innocence», JCP, 8 mai 2002, actualité 206, p.857.

28 「Ministère public」については、参照、北村一郎「フランスにおける公的補佐 (ministère publicいわゆる検察)の概念」野田良之古稀「東西法文化の比較と交流」(有斐閣、1983年) 701-758頁。

る。

－ヨーロッパ人権裁判所が認定した条約違反が、有罪判決を受けた者の上訴をヨーロッパ人権条約の規定に従って再審査することによって治癒される場合には、委員会は当該事案を破毀院に送付し、破毀院は全体部²⁹において判決を下す。

－それ以外の場合には、委員会は、当該事案を、ヨーロッパ人権裁判所で争われた決定を下した裁判所と同一審級かつ同一段階の裁判所に送付する。ただし、第625条第3項および第4項の適用を受ける場合はこの限りでない。

Si elle estime la demande justifiée, la commission procède conformément aux dispositions ci-après :

- Si le réexamen du pourvoi du condamné, dans des conditions conformes aux dispositions de la convention, est de nature à remédier à la violation constatée par la Cour européenne des droits de l'homme, la commission renvoie l'affaire devant la Cour de cassation qui statue en assemblée plénière ;

- Dans les autres cas, la commission renvoie l'affaire devant une juridiction de même ordre et de même degré que celle qui a rendu la décision litigieuse, sous réserve de l'application des dispositions des troisième et quatrième alinéas de l'article 625.

626-5条

委員会もしくは破毀院は、有罪判決執行の停止をいつでも命じることができる。

前項の場合を除き、委員会が再審査請求を正当と認めて第626-4条の定めるところに従い手続を進めるときは、自由刑の執行を受けていた者は、破毀院全体部もしくは事実審の決定まで、言い渡された刑期を超えない範囲で拘束され続ける。破毀院全体部もしくは事実審の決定は、委員会の決定から一年以内になされねばならない。その期限までに決定がなされない場合は、再審査請求者は、他の犯罪について拘束を受けている場合を除き、釈放される。この期間において、再審査請求者は勾留されているものとみなされ、第148-6条および第148-7条に従って釈放請求をすることができる。この釈放請求は、第148-1条および第148-2条に従って審査される。

29 破毀院全体部については、参照、山本和彦『フランスの司法』（有斐閣、1995年）132頁。

ただし、委員会が事案を破毀院全体部に送付する場合においては、再審査請求者に対して有罪判決を下した裁判所を管轄内に含む控訴院の予審部が、釈放請求を審査する³⁰。

La suspension de l'exécution de la condamnation peut être prononcée à tout moment de la procédure de réexamen par la commission ou la Cour de cassation.

Hors le cas prévu au premier alinéa, si la commission, estimant la demande justifiée, procède conformément aux dispositions de l'article 626-4, la personne qui exécutait une peine privative de liberté demeure détenue, sans que cette détention puisse excéder la durée de la peine prononcée, jusqu'à la décision, selon le cas, de la Cour de cassation statuant en assemblée plénière ou de la juridiction du fond. Cette décision doit intervenir dans un délai d'un an à compter de la décision de la commission ; faute de décision dans ce délai, la personne est mise en liberté, à moins qu'elle soit détenue pour une autre cause. Pendant ce délai, la personne est considérée comme placée en détention provisoire, et peut former des demandes de mise en liberté dans les conditions prévues aux articles 148-6 et 148-7. Ces demandes sont examinées conformément aux articles 148-1 et 148-2. Toutefois, lorsque la commission a renvoyé l'affaire devant l'assemblée plénière de la Cour de cassation, la demande de mise en liberté est examinée par la chambre de l'instruction de la cour d'appel dans le ressort de laquelle siège la juridiction ayant condamné l'intéressé³⁰.

626-6条

本節に定める諸規定の適用にあたり、再審査請求者は、国務院付弁護士、破毀院付弁護士、または弁護士会に正規に登録されている弁護士に代理され、又は援助されることができる。

Pour l'application des dispositions du présent titre, le requérant

30 本条2項は、2004年3月9日の法律2004-204号の158条3項により追加された。

peut être représenté ou assisté par un avocat au Conseil d'Etat ou à la Cour de cassation ou par un avocat régulièrement inscrit à un barreau.

626-7条

再審査手続において、有罪判決を受けた者が無罪とされる場合には、第626条の定めるところが適用される。

Si, à l'issue de la procédure, le condamné est reconnu innocent, les dispositions de l'article 626 sont applicables.

また、2000年6月15日の法律2000-516号89条2項は以下の経過規定をおいていた。

経過措置として、本法がフランス共和国官報に掲載される前に下されたヨーロッパ人権裁判所判決を理由とする、刑事訴訟法典626-1条およびそれ以下の規定に基づく再審査請求は、本法のフランス共和国官報掲載後1年以内に、これをなすことができる。これら諸規定の適用にあたって、人権の保護に関する条約〔ヨーロッパ人権条約〕(旧) 32条あるいは同条約第11議定書5条(6項)の規定に従ってヨーロッパ人権委員会の決定の後になされるヨーロッパ審議会関係委員会の決定は、ヨーロッパ人権裁判所の決定とみなす。

A titre transitoire, les demandes de réexamen présentées en application des articles 626-1 et suivants du code de procédure pénale et motivées par une décision rendue par la Cour européenne des droits de l'homme rendue avant la publication de la présente loi au *Journal officiel* de la République française peuvent être formées dans un délai d'un an à compter de cette publication. Pour l'application des dispositions de ces articles, les décisions du Comité des ministres du Conseil de l'Europe rendues, après une décision de la Commission européenne des droits de l'homme, en application de l'article 32 (ancien) de la convention de sauvegarde des droits de l'homme ou de l'article 5

(paragraphe 6) de son protocole n° 11, sont assimilés aux décisions de la Cour européenne des droits de l'homme.

II. 運用

以下では、立法後になされた再審査請求事例を概観し、再審査請求の要件を簡単に整理しておきたい。

A. 再審査請求事例

破毀院の年次報告書2004年度版³¹によれば、2004年末までになされた再審査請求は計26件³²、うち、再審査が開始されたものが10件、再審査委員会により再審査開始が認められなかったものが14件（うち受理不能とされたもの8件）、係属中が2件である。これらの事例から、代表的な2件につき、その経緯を整理しておこう³³。

1. Hakkar 事件

Hakkar は、2000年6月15日の法律が成立するとすぐに再審査請求を行い、再審査委員会は2000年11月30日の決定でこの請求を認容した。フランスがHakkar に与えた「正当な満足」は、訴訟において合理的期間内に審理を受ける権利の侵害の結果を償うものであるとしても、自らの防禦の準備のために必要な時間および方策を与えられる権利ならびに自ら選任する弁護人の援助を受

31 *Rapport annuel de la Cour de cassation*, 2004, http://www.courdecassation.fr/_rapport/rapport04/activite/reexamen_cedh.htm/

32 この他、再審査委員会での手続（附帯私訴当事者の地位）に関する請求・決定が1件ある。

33 破毀院のウェブサイトには、初期の決定全文が掲載されている。http://www.courdecassation.fr/commissions/com_reex_desc_pen.htm/

これ以外の事例については、Dalloz等の私撰判例集によるか、破毀院の年次報告書を参照するほかない。年次報告書は、http://www.courdecassation.fr/_rapport/rapport.htm/

ける権利の侵害結果を償うものでなく、これら権利侵害の結果は再審査によってのみ償い得るものだ、というのがその理由である³⁴。

また、Hakkar は、626-5条に基づいて刑の執行停止も請求した。再審査委員会は、ヨーロッパ人権委員会・ヨーロッパ審議会関係委員会で問題とされた1989年12月8日のヨヌヌ重罪院判決（終身刑）の執行停止を認めつつ、別の犯罪についてHakkarが受けた有罪判決については執行停止を認めなかった³⁵。

再審査委員会から付託を受けたオート・ドゥ・セヌ重罪院は改めて審理を行い、その結果、Hakkar にはやはり終身刑が科せられることとなった³⁶。

ヨーロッパ審議会関係委員会は、刑事訴訟法典の改正を行いHakkar について再審査が開始される旨のフランス政府からの報告を受け、ヨーロッパ人権条約旧32条が定めるフォローアップ手続を終了させることを決定した^{37,38}。

2. Papon 事件

ナチ占領下のフランスにおいてジロンド県庁事務総長を務めていた Papon は、第二次世界大戦中のユダヤ人の逮捕・拘禁につき、人道に対する罪の共犯として禁固10年の有罪判決を受けた（ジロンド重罪院・1998年4月2日判

34 Comm.réexamen, 30 novembre 2000, n° 00 RDH 003, Hakkar [disponible sur <http://www.courdecassation.fr/>] ; JCP, 2001, II 10642, note José LEFEBVRE ; *Droit & patrimoine*, N° 102, 2002, pp. 91-93, note Philippe BONFILS. なお、本件で委員長を務めたのは、自由権規約人権委員会委員でもある Christine Chanet である。

35 Comm.réexamen, *supra* note 34. Hakkar は、別途、脱獄および脱獄助助の罪等で刑罰を科せられていた。Voir *par ex.* CA Paris, 10^e Ch., sec. B., 22 mars 2002, JurisData 2002-192258.

36 C.assise Hauts-de-Seine, 26 fév. 2003, non encore publié. Voir C.cass., 29 septembre 2004, N° N 04-84.506 F-P+F, JurisData 2004-025252.

37 Comité des Ministres, Résolution finale ResDH (2001) 4 adoptée le 14 février 2001 [disponible sur <http://www.coe.int/>].

38 その後、Hakkar は2000年11月30日の決定について再審査委員会に解釈請求を行ったものの、これは再審査委員会に受理不能と判断された（*Rapport annuel 2004, supra* note 31）。

決)³⁹。Papon は直ちに破毀院に上訴した。フランス刑事訴訟法典583条 (当時) は、1年以上の自由刑判決を受けた者が上訴する場合は身柄を拘束されていなければならないと定めており⁴⁰、高齢を理由にそれまで収監されていなかった⁴¹ Papon が上訴するためには自ら収監を申し出るほかなかった。しかし、Papon は自ら収監を申し出ず、破毀院は1999年10月21日の判決で刑事訴訟法典583条に基づく上訴失効を宣言した⁴²。Papon はヨーロッパ人権条約6条1項違反を主張してヨーロッパ人権裁判所に提訴し、同裁判所は、Papon の「裁判を受ける権利」がこの失効により侵害され、同条約6条1項違反が成立する、と判示した⁴³。

この判決を受けて、Papon は再審査請求を提起し、再審査委員会は2004年2月26日の決定において再審査を認め、破毀院全体部にて再審査を行うこととした。そして、破毀院全体部は審理を行い、2004年6月11日の判決によってPapon の上訴を棄却した⁴⁴。

B. 再審査請求の要件

ここでは、再審査請求が認められなかった事例をとりあげつつ、一般的な学

39 判例集未登載。Papon 事件の背景および重罪院判決に至る経緯について、渡辺和行『ホロコーストのフランス』(人文書院、1998年) 175-196頁。

40 この規定につき、参照、KUTY (Franklin), observations sous Cass.B.2^e ch., 9 mars 1999, Hutton et Cass. Fr. crim., 21 octobre 1999, Papon, *Rev. tri m. dr. h.*, N° 41, 2000, pp.147-174

41 Cassises Gironde, 10 oct. 1997, D. 1998, jur. p.173, note ROUJOU DE BOUBÉE, et Somim. p.169, obs. J. PRADEL.

42 C.cass., 21 oct. 1999, D. 2000, Jur. p.602, note Anne TEISSIER.

43 Papon c. France, 54210/00, arrêt du 25 juillet 2002 [disponible sur <http://www.echr.coe.int/>] ; D. 2002, Somim. p.2572, obs. J.-F. RENUCCI ; Gaz.Pal. 2002, jur. 1489, note Christophe PETTITI.

なお、問題のフランス刑事訴訟法典583条は、2000年6月15日の法律2000-516号121条により廃止された。

44 C.cass. (Ass.plén.), 11 juin 2004, Gaz.Pal. 2005, jur. 456, note Yves MONNET.

説⁴⁵に従い、受理要件・実質要件に分けて述べる。

1. 受理要件

a) 請求対象 刑事訴訟法典626-1条

確定有罪判決に限られる。「有罪（刑事）判決 *décision pénale*」のみが対象となるので、民事訴訟⁴⁶・行政訴訟⁴⁷における判決は対象とならない。「確定」判決であることという要件については、ヨーロッパ人権条約35条1項（国内的救済完了）があるため、実際に問題が生じることはないと思われる。

45 BARBEROT (Christine), «Réexamen d'une décision pénale définitive consécutive au prononcé d'un arrêt de la Cour européenne des droits de l'homme», *JurisClasseur Procédure pénale*, Fasc. 20, 2001 (mise à jour 2005) ; COMMARET (Dominique Noël), «La procédure de réexamen», *Rev.sc.crim.*, 2002, pp.348-356 ; KOERING-JOULIN (Renée), «La Commission de réexamen», in TAVERNIER (Paul), sous la direction de, *La France et la Cour européenne des droits de l'homme : la jurisprudence en 2002*, Bruxelles, Bruylant, 2003, pp.27-36 ; DE GOUTTES (Régis), «La procédure de réexamen des décisions pénales après un arrêt de condamnation de la Cour européenne des droits de l'homme», in *Libertés, justice, tolérance : Mélanges en hommage au Doyen Gérard COHEN-JONATHAN*, vol. 1, Bruxelles, Bruylant, 2004, pp.564-578.

46 Slimane-Kaïd 事件において、ヨーロッパ人権裁判所は、刑事訴訟において附帯私訴当事者 (partie civile) となることのできるかどうかのみが争われた破毀院での審理過程にヨーロッパ人権条約6条1項違反があると判断した (Slimane-Kaïd c. France, 29507/95, arrêt du 25 janvier 2000 [disponible sur <http://www.echr.coe.int/>])). これを受けてなされた再審査請求について、再審査委員会は、附帯私訴当事者適格に関する判決は有罪（刑事）判決ではないので当該請求は受理できない、と判断した (Comm.réexamen, 30 mai 2002, n° 01 RDH 010 [disponible sur <http://www.courdecassation.fr/>])). この事件においては、ヨーロッパ人権裁判所自身、本件問題は民事的性格のみを持つことを指摘していた (Slimane-Kaïd c. France, *supra*, par. 20)。なお、附帯私訴については、小木曾綾「犯罪被害者と刑事手続——フランスの附帯私訴——」新報98巻3・4号（1991年）217-238頁。

47 行政訴訟手続が「合理的期間」を超過するためにヨーロッパ人権条約6条1項違反が認定された Garcia 事件判決 (Garcia c. France, 41001/98, arrêt du 26 septembre 2000 [disponible sur <http://www.echr.coe.int/>])) を理由とする再審査請求について、再審査委員会はそれが行政訴訟手続に関するものであることを理

b) 請求原因 刑事訴訟法典626-1条および法律2000-516号89条2項

ヨーロッパ人権裁判所の決定(判決)⁴⁸(および、経過措置として、ヨーロッパ審議会閣僚委員会の決定)によるヨーロッパ人権条約違反の認定。当該確定有罪判決(国内裁判所)についてヨーロッパ人権裁判所による同条約違反の認定がなされなければならない、当該確定有罪判決(に至る手続)が同裁判所の判例に反すると主張するのみでは足りない⁴⁹。

c) ヨーロッパ人権裁判所判決と再審査対象たる確定有罪判決との関係
刑事訴訟法典626-1条

捜査過程の家宅捜索がヨーロッパ人権条約8条(私生活の尊重)に違反する形でなされたことがヨーロッパ人権裁判所により認定されたとしても、それだけでは「当該有罪判決が人権および基本的自由の保護に関する条約あるいはその追加議定書の規定に反して下された」(刑事訴訟法典626-1条。強調筆者)

由に請求を却下したと言われている(Comm.réexamen, n° 01 RDH 011. この決定は公開されておらず、その内容については DE GOUTTE, *supra* note 45, pp. 569-570 ; KOERING-JOULIN, *supra* note 45, p.29 に依拠した)。なお、行政訴訟判決の再審査に関する立法論として、PERDU (Sylvande), (Vers un réexamen d'une décision définitive du juge administratif français après une condamnation européenne?), *Rev.trim.dr.h.*, N° 57, 2004, pp.175-196 ; voir aussi ROUJOU DE BOUBÉE (Gabriel) & DE LAMY (Bertrand), (A propos de la création en procédure pénale d'un pourvoi dans l'intérêt des droits de l'homme), D. 2000, n° 10, Point de vue, VI.

48 626-3条2項はヨーロッパ人権裁判所の «décisions» の語を用いているが、もとよりこれは «arrêts» と «décisions» (参照、ヨーロッパ人権条約45条) とを区別する趣旨ではない。

49 Comm.réexamen, 4 octobre 2001, n° 01 RDH 005 [disponible sur <http://www.courdecassation.fr/>]. Voir aussi BARBEROT (Christine), (Le réexamen d'une décision pénale définitive consécutive au prononcé d'un arrêt de la Cour européenne des droits de l'homme), *Rapport de la Cour de cassation*, 2001, http://www.courdecassation.fr/_rapport/rapport01/activite/Commissiondereexamen.htm/

ことにはならない⁵⁰。

d) 請求権者 刑事訴訟法典626-2条

同条は請求権者の範囲を限定列举により示している。Vaudelle 事件において、再審査委員会は、受刑者の子（法定代理人でも権利承継人でもない）からの請求を却下している⁵¹。

e) 請求期限 刑事訴訟法典636-3条2項

ヨーロッパ人権裁判所の決定（判決）から1年以内に請求を提起しなければならない。

2. 実質要件

刑事訴訟法典626-1条は、「当該条約違反から受ける損害結果が、当該条約違反の性質および重大性のゆえに、同条約第41条に基づいて与えられる『正当な満足』によって回復されることのないとき」と定める。この規定は、むしろ、「当該条約違反から受ける損害結果が、再審査によってのみ回復され得るとき」と理解されているようである。たとえば、訴訟において「合理的期間内」に審理を受ける権利が侵害されたとするヨーロッパ人権裁判所判決に基づく再審査請求については、この権利侵害は「再審査を要求する性質のものではない」

50 Comm.réexamen, 8 novembre 2001, n° 01 RDH 009 [disponible sur <http://www.courdecassation.fr/>]. 本件は、ヨーロッパ人権裁判所ではなく、ヨーロッパ人権委員会の報告に基づくヨーロッパ審議会議長理事会決議を根拠とした（すなわち、経過措置に基づいた）請求である。Voir Commission européenne des droits de l'homme, Riccobono c. France, 31409/96, Rapport adopté le 3 mars 1999 ; Comité des Ministre, Résolution intérimaire DH(99)557, adoptée le 8 octobre 1999 [disponibles sur <http://www.echr.coe.int/>].

51 Comm. réexamen, 27 juin 2002, n° 01 RDH 001, Vaudelle, *Droit de la famille*, décembre 2002, p. 10, note Christine BARBEROT. 請求のきっかけとなったヨーロッパ人権裁判所判決は、Vaudelle c. France, 35683/97, arrêt du 30 janvier 2001 [disponible sur <http://www.echr.coe.int/>].

とされている⁵²。

なお、破毀院での手続において法院検事 (avocat général) の意見が裁判所側に伝えられるのと同一条件では被告人側に伝えられないことは、攻撃防御手段の平等に反するためヨーロッパ人権条約8条1項違反である、とするヨーロッパ人権裁判所の判決を受けた再審査請求について、この条約違反が再審査を要求する性質のものであるかどうかにつき、再審査委員会の判断は揺れている⁵³。

おわりに

このような再審査制度の創設が、司法制度や国家主権に関する伝統的な考え方に大きな変容を迫るものであることは、広く認識されている。というのも、部分的であるにせよ、国内法秩序における条約解釈権を国内裁判所が放棄することになる⁵⁴からである⁵⁵。「ストラスブールの裁判所 [ヨーロッパ人権裁判所] がいわば第4番になりつつある」⁵⁶、すなわち「破毀院は最高裁判所とし

52 Comm.réexamen, 21 juin 2001, n° 00 RDH 004 [disponible sur <http://www.courdecassation.fr/>]. 請求のきっかけとなったヨーロッパ人権裁判所判決は、Cherakrak c. France, 34075/96, arrêt du 2 août 2000 [disponible sur <http://www.echr.coe.int/>].

53 Voisine 事件 (Voisine c. France, 27362/95, arrêt du 8 février 2000 [disponible sur <http://www.echr.coe.int/>]) では、再審査を要求する性質のものではないとされた。Comm.réexamen, 15 février 2001, n° 00 RDH 002 [disponible sur <http://www.courdecassation.fr/>]. これと正反對の結論を示したのは Slimane-Kaïd 事件 (前掲注46. Slimane-Kaïd は、前掲注46に示した主張に加えてこの点に関する主張も行った) である。Voir C.cass. 22 nov. 2002, Gaz. Pal. 2003, p.2424.

54 Voir RINALDI (Fabienne), (Des demandes en révision et en réexamen d'une décision pénale définitive), *Petites affiches*, 12 juillet 2001, p. 9.

55 尾崎久仁子は、自由権規約選択議定書の個人通報制度について、「委員会の見解は、他のソフト・ローと同じように、是々非々で受け入れることを前提として初めて、個人通報制度の選択が司法権の独立……を脅かすものではないとの評価の余地が生じるのである」と述べる。尾崎久仁子『国際人権・刑事法概論』(信山社、2004年) 222頁。

56 DE GOUTTES, *supra* note 45, p. 563.

での地位を失いつつある」⁵⁷のであって、まさに、「この変化の影響を現段階で正確に述べることはできない」⁵⁸ほどの巨大な変化である。

これだけの大きな変化をもたらす制度が、議会でさしたる議論もないままに導入され、その後も特に問題なく適用されていることは、注目に値する。これは、ヨーロッパ人権条約は国内法秩序においても国内法に優位すること、および、ヨーロッパ人権条約の解釈については国内裁判所の判断よりもヨーロッパ人権裁判所の判断が国内法秩序においても優位することについて、国際法・ヨーロッパ法研究者の間においてのみならず、立法府の政治家や司法に携わる法曹実務家の間にも、一定の共通理解があることを示唆している。その共通理解は、どのように成立したのだろうか⁵⁹。どのような基盤を持つものだろうか。また、法規範・法制度の民主的正統性という観点から見た場合、ヨーロッパ人権条約・人権裁判所の正統性はどのように理解されているのだろうか⁶⁰。これらの問題については、フランス以外の国で採用されている類似の再審査制度も検討しつつ、改めて行うことにしたい。

57 RENAULT, *supra* note 15, p.20. 「人民主権に直接根拠をおく重罪院」という「ドグマ」の死を語るものとして、ANGEVIN (Henri), (Mort d'un dogme), JCP, 4 octobre 2000, I 206, p.1795.

58 RENUCCI (Jean-François), (Le réexamen d'une décision de justice définitive dans l'intérêt des droits de l'homme), D. 2000, chr. p.656.

59 日本の憲法学者が取り組んでいるヨーロッパ統合の文脈での「主権」概念研究には、国際法学からの応答が必要である。参照、南野森「欧州統合と主権論」本郷法政紀要 5号(1996年) 239-274頁、高橋和之「国家主権とフェデラシオン」中村睦男ほか編『欧州統合とフランス憲法の変容』(有斐閣、2003年) 2-20頁、山元一「『ヨーロッパ憲法制定権力』?」樋口陽一ほか編『国家と自由』(日本評論社、2004年) 179-200頁、山元一「憲法改正問題としての国際機関への権限移譲」ジュリ1289号(2005年) 121-129頁。

60 Voir HAÏM (Victor), (Faut-il supprimer la Cour européenne des droits de l'homme?), D.2001, chr., pp.2988-2994.